

同時通訳あり

ビジネスと人権に関する行動計画 1周年記念シンポジウム ～救済へのアクセスの実現に向けて～

国連「ビジネスと人権に関する指導原則」履行のために、日本政府が「ビジネスと人権に関する行動計画（NAP）」を公表してから約1年が経ちました。指導原則履行のための取組が進んでいるものの、指導原則の中核的テーマの一つである「救済へのアクセス」については、具体的施策は未だ十分ではありません。そのため、企業活動に関連して発生する人権侵害の被害者の権利救済には、多くの課題が残されています。このような実状を踏まえ、本シンポジウムでは、海外での国内人権機関やNCP（OECD多国籍企業行動指針連絡窓口）の活用などの具体的事例を取り上げつつ、日本における指導原則に基づく救済へのアクセス実現のための実効的な方策を議論します。人権救済に取り組む弁護士はもとより、企業の人権/ESG/SDGs御担当者、市民団体の皆さまをはじめ、多くの皆さまの御参加をお待ちしています。なお、Zoomの通訳機能を利用し、日～英の同時通訳をお聞きいただけます。



2022年 1月26日（水）午後6時～午後8時

○ Aishah Bidin 氏

「救済へのアクセスにおける国内人権機関の役割」

- ・マレーシア国内人権機関「SUHAKAM」元コミッショナー（ビジネスと人権担当）
- ・マレーシア国立大学法学部教授



Zoom同時通訳
（日/英）あり

○ Shin Young Chung 氏

「NCP（OECD多国籍企業行動指針連絡窓口）を通じた救済への取組の実践とその課題」

- ・弁護士
- ・NGO Korea Transnational Corporation Watch 関係者



Web開催
参加無料
先着500名

○ Elise Groulx 氏

「救済へのアクセス実現に向けた企業・弁護士の役割—企業の責任に関する規範の拡大の状況を踏まえて」

- ・国際法曹協会（IBA）ビジネスと人権委員会委員長
- ・アメリカ法曹協会（ABA）ビジネスと人権プロジェクト・アドバイザー委員会委員長
- ・カナダ・フランス弁護士



参加申込
はこちら



○ パネルディスカッション

「救済へのアクセス実現に向けて
政府・企業・市民社会・弁護士がとるべきアクション」

- パネリスト：Aishah Bidin 氏
Shin Young Chung 氏
Elise Groulx 氏
指宿昭一 弁護士（日弁連人権擁護委員会外国人労働者受入れ問題PT事務局長）
高橋大祐 弁護士（日弁連弁護士業務改革委員会CSRと内部統制に関するPT副座長）
- モデレーター：佐藤暁子 弁護士（日弁連国際人権問題委員会幹事）

総合司会：湯川雄介 弁護士（日弁連国際人権問題委員会幹事）

申込期限：2022年 **1月21日（金）** 先着500名・無料

<https://form.qooker.jp/Q/auto/ja/kyussympo/Remedy/>

上掲のリンクまたは二次元バーコードからお申し込みください。

お申込みいただいた方に、追ってZoom参加方法などをお知らせします。

【お問合せ】

日本弁護士連合会企画部国際課
03-3580-9741

international[at]nichibenren.or.jp

※[at]部分を変換して送信してください。

シンポジウムの詳細は以下リンクからも御確認いただけます。

<https://www.nichibenren.or.jp/event/year/2022/220126.html>

・本シンポジウムは、録音・録画され後日当連合会HPにおいて公開されます。ただし、参加者の映像や氏名等の個人情報情報は公開されません。
・御提供いただいた個人情報は、日本弁護士連合会プライバシーポリシーに従い厳重に管理し、本シンポジウムに関する事務・御連絡以外には使用しません。